

## 浦安市規則第68号

### 浦安市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）並びに地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(総合事業の目的)

**第2条** 総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じ、住民等の多様な主体が参画して多様なサービスを充実させることにより、地域において支え合うことができる体制の構築を推進し、もって要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(定義)

**第3条** この規則における用語の意義は、この規則において定めるもののほか、法、政令、省令及び通知の例による。

(総合事業の実施内容)

**第4条** 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業のうち、次に掲げる事業

ア 訪問型サービスのうち、次に掲げるサービス

(ア) 訪問介護相当サービス（省令第140条の63の2第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）

(イ) 訪問型サービスB

(ウ) 訪問型サービスC

イ 通所型サービスのうち、次に掲げるサービス

(ア) 通所介護相当サービス（省令第140条の63の2第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）

(イ) 通所型サービスA

(ウ) 通所型サービスC

ウ 介護予防ケアマネジメントのうち、次に掲げるサービス

(ア) ケアマネジメントA

(イ) ケアマネジメントC

(2) 一般介護予防事業のうち、次に掲げる事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(第4条第1号に掲げる事業の対象者)

**第5条** 第4条第1号に掲げる事業を利用することができる者（以下「介護予防・生活支援サービス事業利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 事業対象者

(3) 居宅要介護被保険者であって、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービス（以下この号において「要介護認定によるサービス」という。）を受けの日以前に介護予防・生活支援サービス事業（省令第140条の62の3第1項第2号の規定により市が補助するものに限る。以下この号において同じ。）を受けていたもののうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も継続的に当該介護予防・生活支援サービス事業を受けるもの

(利用の手続)

**第6条** 第4条第1号ア若しくはイに掲げる事業を利用し、又は同号ウに掲げる事業を依頼する事業所を変更しようとする者は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（別記第1号様式）により市長に届け出なければならない。

2 前項の届出書の提出は、前項に規定する者からの依頼により、地域包括支援センターが代行することができる。

(介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額)

**第7条** 訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス、通所型サービスA並びにケアマネジメントA及びケアマネジメントCに要する費用の額は、別表のサービスの種類ごとに、別表に定める単位数に別表に定める1単位の単価を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により算定した費用の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(第1号事業支給費の額)

**第8条** 訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス及び通所型サービスAの利用に係る第1号事業支給費(法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費をいう。以下同じ。)の額は、前条で算定した費用の額の100分の90とし、ケアマネジメントA及びケアマネジメントCの利用に係る第1号事業支給費の額は、同条で算定した費用の額とする。

2 法第59条の2第1項の政令で定める額以上の所得を有する介護予防・生活支援サービス事業利用者(次項に規定する者を除く。)についての第1号事業支給費の額は、前項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項の同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上の所得を有する介護予防・生活支援サービス事業利用者についての第1号事業支給費の額は、第1項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

(第1号事業支給費の額の特例)

**第9条** 市長は、介護予防・生活支援サービス事業利用者が災害その他特別な事情があることにより介護予防・生活支援サービス事業に必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、介護予防・生活支援サービス事業利用者は、その申請により、第1号事業支給費の額の特例を受けることができる。

2 前項の特例に関する基準及び手続は、市長が別に定める浦安市介護保険利

用者負担減免取扱要領の規定を準用する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、同項の第1号事業支給費の額の特例を受けたものとみなす。

(支給限度額)

**第10条** 第1号事業支給費（介護予防ケアマネジメントを利用する場合を除く。）に係る支給限度額は、法に基づく介護予防サービス費等に係る支給限度額の例による。

- 2 前項の支給限度額を算定する場合において、事業対象者については、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第1号に規定する要支援1に該当する居宅要支援被保険者とみなす。

(高額介護予防サービス費相当事業)

**第11条** 市長は、高額介護予防サービス費相当事業を実施するものとする。

- 2 前項の高額介護予防サービス費相当事業の実施については、高額介護予防サービス費の支給の例によるほか、通知に定めるところによる。

(高額医療合算介護予防サービス費相当事業)

**第12条** 市長は、高額医療合算介護予防サービス費相当事業を実施するものとする。

- 2 前項の高額医療合算介護予防サービス費相当事業の実施については、高額医療合算介護予防サービス費の支給の例によるほか、通知に定めるところによる。

(指定の申請等)

**第13条** 省令第140条の63の5第1項及び第2項に規定する申請書は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定・指定更新申請書（別記第2号様式）とする。

- 2 市長は、法第115条の45の5第1項の規定により指定事業者の指定をしたとき、又は法第115条の45の6第1項の規定により指定事業者の指定の更新をしたときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定・指定更新通知書（別記第3号様式）により、前項の申請書を提出した者に通知するも

のとする。

- 3 市長は、前項の指定事業者の指定又は指定事業者の指定の更新（以下これらを「指定等」という。）をしないときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者不指定・指定不更新通知書（別記第4号様式）により、第1項の申請書を提出した者に通知するものとする。
- 4 指定等を受けた者は、その旨を当該指定等に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

（指定事業者の指定基準）

**第14条** 指定事業者は、指定に係る事業所ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める指定基準に従って、事業を行わなければならない。

- (1) 訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービス 浦安市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営並びにこれらのサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱
- (2) 通所型サービスA 浦安市指定通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱

（指定の有効期間）

**第15条** 省令第140条の63の7の市町村が定める期間は、6年とする。ただし、法第115条の45の5第1項に規定する指定事業者の指定又は法第115条の45の6第1項に規定する更新の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）が法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者（以下この条において「指定居宅サービス事業者等」という。）であって、同一の事業所において一体的に介護予防・生活支援サービス事業を行い、又は行おうとする場合における当該期間は、申請者の申出により、当該指定居宅サービス事業者等としての指定の有効期間の満了の日までの期間とすることができる。

（総合事業の廃止の届出等）

**第16条** 省令第140条の62の3第2項第4号の規定による届出は、介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止・再開届出書（別記第5号様式）に市

長が必要と認める書類を添えて、行うものとする。

- 2 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第7号若しくは第8号に規定する事項（以下この項において「変更届出事項」という。）又は同条第2項に規定する事項（変更届出事項に限る。）に変更があったときは介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書（別記第6号様式）に、休止した総合事業を再開したときは介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止・再開届出書（別記第5号様式）に、それぞれ市長が必要と認める書類を添えて、10日以内に市長に提出しなければならない。

（指定の取消し等）

**第17条** 市長は、法第115条の45の9の規定により指定を取り消すときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消通知書（別記第7号様式）により、当該指定事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、法第115条の45の9の規定により期間を定めて指定の全部又は一部の効力を停止するときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定停止通知書（別記第8号様式）により、当該指定事業者に通知するものとする。

（公示等）

**第18条** 市長は、法第115条の45の3第1項の指定をしたとき、省令第140条の62の3第2項第4号の規定により廃止の届出があったとき又は法第115条の45の9の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 指定事業者又は指定事業者であった者の名称
- (2) 指定に係る事業所の名称及び所在地
- (3) 公示すべき事由が発生した年月日
- (4) 期間を定めて指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及び期間
- (5) 介護予防・生活支援サービス事業の種類

- 2 前項に規定する場合において、市長は、都道府県、国民健康保険団体連合

会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。）その他の機関に対して、指定事業者又は指定事業者であった者に係る事業所に関する次に掲げる情報を提供することができる。

- (1) 名称及び所在地
- (2) 主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、住所及び職名
- (3) 公示すべき事由が発生した年月日
- (4) 介護予防・生活支援サービス事業の開始又は廃止の年月日
- (5) 運営規程
- (6) 事業所番号
- (7) その他市長が必要と認める事項

（関係機関との連携）

**第19条** 市長は、関係機関との連携を図り、総合事業による効果が期待される対象者の早期発見に努めるほか、対象者に対する支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

（補則）

**第20条** この規則に定めるもののほか、浦安市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

別表（第7条第1項）

| サービスの種類  | 単位数        | 1単位の単価  |   |
|----------|------------|---|---|
| 訪問型サービス  | 訪問介護相当サービス | 省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準に定める単位数   | 10円に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定による浦安市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額 |
| 通所型サービス  | 通所介護相当サービス | 省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準に定める単位数   | 10円に単価告示の規定による浦安市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額  |
| 通所型サービスA | 通所型サービスA   | (1) 事業対象者・要支援1（週1回程度）<br>1,432単位（1月につき）<br>(2) 事業対象者・要支援2（週2回程度）<br>2,935単位（1月につき）<br>注1 利用者の数が利用定員を超える場合<br>(1)については1,002単位（1月につき）<br>(2)については2,055単位（1月につき）<br>注2 事業所と同一建物に居住する者又は同 | 10円に単価告示の規定による浦安市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額  |



|              |                      |   |  |
|--------------|----------------------|---|--|
|              |                      | <p>一の建物から利用する者の場合</p> <p>(1)については1,110単位（1月につき）</p> <p>(2)については2,291単位（1月につき）</p> <p>注3 注1かつ注2に該当する場合</p> <p>(1)については776単位（1月につき）</p> <p>(2)については1,603単位（1月につき）</p> |  |
| 介護予防ケアマネジメント | ケアマネジメントA及びケアマネジメントC | 省令第140条の63の2第1項第1号ロに規定する厚生労働大臣が定める基準に定める単位数   | 10円に単価告示の規定による浦安市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額 |